

「幼稚園」「認定こども園」の利用者負担（保育料）について

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートし、幼稚園と認定こども園の利用者負担額（保育料）は、国が定める上限の範囲内で、それぞれの市町村で決めることとなっています。3歳児以上の保育料等が令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化により無償となり、また、更別村で独自に拡大実施している既存の「更別村多子世帯保育料軽減事業」についても引き続き実施致します。更に令和5年度より第1子保育料の半額事業を開始しています。

利用者負担額（保育料）の決定にあたり、ご家庭の状況により、多様な内容となっておりますが、子育てを社会全体で支えるため、子育て応援に取り組んでおりますのでご理解をお願いします。

- ① 国が定める利用者負担の上限額基準（国庫・道費負担金の清算基準）の範囲内で、村では条例・規則等で保育料を定めています。
- ② 平成28年度から「更別村多子世帯保育料軽減事業」を実施しています。これは、お支払いいただいた保育料を、申請により助成する、村の独自事業です。

②に該当される方

申請手続きが必要です。該当者には、別途、ご案内します。

※お支払いいただいた保育料を、申請により助成する更別村独自事業です。

それでは、具体的な保育料を説明します。

1. 3つの認定区分があります。 ⇒ 認定区分により、保育料が違います。

1号認定（3歳以上・教育標準時間認定）	幼稚園、認定こども園	※保育料0円
2号認定（3歳以上・保育認定）	認定こども園	※保育料0円
3号認定（3歳未満・保育認定）	認定こども園	

1号認定（3～5歳）	更別幼稚園、認定こども園どんぐり保育園、認定こども園上更別幼稚園
2号認定（3～5歳）	認定こども園どんぐり保育園、認定こども園上更別幼稚園
3号認定（3～5歳）	認定こども園どんぐり保育園、認定こども園上更別幼稚園

2. 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の村民税に基づく保育料 令和5年度村民税 (R4.1.1～R4.12.31の収入)	当該年度の村民税に基づく保育料 令和6年度村民税 (R5.1.1～R5.12.31の収入)
--	---

※村民税負担額（課税状況）により、9月に負担区分（保育料）が変わる場合があります。

3. 保育料は、村民税負担額（課税額）により決定されます。

- ・裏面の一覧表をご覧ください。

4. 一定所得以下のひとり親世帯等には、保育料の負担軽減があります。

一定所得以下のひとり親世帯等には、保育料の軽減があります。

- ・裏面の一覧表をご覧ください。

5. 第1子、多子世帯の保育料の軽減があります。

第1子は半額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※多子計算（多子カウント）に係る年齢制限があります。

「更別村多子世帯保育料軽減事業」

第2子以降の保育料（幼稚園、認定こども園）について、お支払いいただいた保育料相当額を申請により助成する更別村独自の事業です。

※該当者には、別途、ご案内します。

- ・多子計算（多子カウント）の年齢制限を、18歳以下とします。（所得制限なし）
- ・保育料や村税等の未納がない世帯です。
- ・第2子以降の負担された保育料を助成します。期限内に納付がない場合、助成できない場合があります。
- ・年1回、助成申請が必要です。
- ・助成は3か月ごとに、助成申請時に指定の口座に振り込みます。（7月・10月・1月・4月）
- ・一時保育料、延長保育料、特別保育料は対象外です。
- ・3歳児以上に関しては、保育料が0円ですので助成はございません。

幼児教育・保育料の無償化について

このことにつきましては、無償化に関する資料がございますので、そちらをご覧ください。

～ 子育てに関する不明な点などお問い合わせ・相談窓口 ～

更別村役場 子育て応援課（子育て応援係・母子保健係）
電話 53-3700番（福祉の里総合センター内）